

＜添付書類一覧＞

変更事項	添付書類	県内 業者	県外業者	
			委任有	委任無
1 商号または名称 ※1 2 主たる営業所の所在地 3 代表者の氏名	登記事項証明書(写し可)	●	●	●
	委任状 ※2		●	
	印鑑証明書(変更がある場合に限る。写し可)		●	
4 主たる営業所の電話番号	—			
5 受任者の属する営業所等の名称 6 受任者の属する営業所等の所在地 ※3	委任状		●	
7 受任者の属する営業所等の電話番号	—			
8 受任者の氏名	委任状		●	
9 コンサルタント業の部門追加・削除※4	登録通知書等の写し	●	●	●
	常勤技術者調べ(様式第3号)※5	●	●	●
	資格者証等の写し	●		
	コンサルタント等登録部門一覧表 (様式第6号)※5	●	●	●
10 技術者の追加・削除・変更	常勤技術者調べ(様式第3号)※5	●	●	●
	資格者証等の写し	●		
11 その他				
① 入札参加資格を有している業種について資格が不要となったとき	—	●	●	●
② その他	変更事項に応じ必要と認める書類	●	●	●

※1 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更（個人から法人への変更）等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、土木管理課までお問い合わせください。

2 委任状の様式は、任意です。なお、委任期間の終期は、資格者名簿の有効期間の末日（平成32年4月30日）までとしてください。

3 受任者の属する営業所等を変更する場合には、当該変更後の営業所等が、入札参加資格を有する業種について測量業、設計業等を行う営業所等であることを証明する書類の添付が必要です。なお、変更後の営業所等が資格を有する業種について測量業、設計業等を行う営業所等でない場合は、当該業種の入札参加資格を取り消します。

4 コンサルタント業の登録部門を追加する場合には、当該追加する部門に従事する技術者が存在する必要があります。なお、登録部門の削除の場合には、常勤技術者調べ（様式第3号）およびコンサルタント等登録部門一覧表（様式第6号）の提出は不要です。

5 常勤技術者調べ（様式第3号）およびコンサルタント等登録部門一覧表（様式第6号）の様式は、資格申請で使用する様式と同じものです。